

財団法人日本環境協会環境研究会会員規約

(趣旨)

第1条 この規約は、財団法人日本環境協会（以下「協会」という。）が運営する環境研究会の会員（以下「会員」という。）について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 環境研究会は、環境問題に関心を持つ企業や団体を会員として、協会との緊密な連携のもとに環境問題に取り組んで行くべく、環境保全に関する研鑽の機会と新鮮かつ適切な環境情報の提供を積極的に行うことを目的とする。

(運営)

第3条 環境研究会は、協会の総務部が主管し、協会各部門の協力の下にその運営に当たるものとする。

(会員)

第4条 会員は、法人又は団体とする。

2 会員の種類は、第5条に規定する全てのサービスを受ける会員（正会員）及び第5条(2)、(3)に規定するサービスのみを受ける会員（資料会員）とする。

(会員サービスの内容)

第5条 会員は、次のようなサービスを受けることができる。

- (1) 協会の開催する環境問題に関する講演会・セミナー、現地見学会等への参加
- (2) 環境省公表資料、協会の発行する各種環境資料・教材、機関誌等の送付
- (3) 環境保全シンポジウム、イベント、セミナー等の開催情報の提供

(会費)

第6条 会費は、入会の月から一年間とし、その額は次の通りとする。

- (1) 正会員……………30万円
- (2) 資料会員……………15万円

(入会方法)

第7条 会員になることを希望する者は、所定の入会申込書により申し込みを行い、協会の承認を受けるとともに、会費を納入しなければならない。

(会費の納入)

第8条 会員は、会費を、年一括又は半年ごとに、協会の指定する銀行口座に納入するものとする。

2 既納の会費は、会員資格を喪失した場合であっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 退会を希望する会員は、退会を希望する日の1ヶ月前までに協会に対して退会届を提出しなければならない。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協会より、会員資格を取り消されることがある。

- (1) 入会申し込みにおいて虚偽の事実を申告した場合
- (2) 会費の滞納があったとき
- (3) 会員が破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
- (4) 協会の名誉又は信用を著しく損なう行為があったと認められる場合
- (5) その他、本規約の重大な違反行為があったとき

(変更事項の届け出)

第10条 会員は、住所、連絡先などの届出内容に変更があった場合は、速やかに協会に届け出るものとする。

(会費の改定)

第11条 協会は、第6条に規定する会費の額を改定しようとするときは、2ヶ月前に会員に通知するものとする。